

第一百十七号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長 斎

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和四年七月江戸川区条例第

二十六号）の一部を次のように改正する。

付則に次のただし書きを加える。

ただし、別表の一 小学校の部 同二之江小学校の項の改正規定は、江戸川区教
育委員会規則で定める日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区立二之江小学校の改築工事の工期が延伸したことに伴い、同校の位置
の変更に係る改正規定の施行期日を延期する必要があるので、本案を提出いたし
ます。